

富士宮市から工事等を受注される皆様へ

富士宮市 総務部 行政課
※(平成24年4月1日より財政部管財課となります。)

～お知らせ～

不当な情報提供等の要求についての対応要領制定について

このたび、入札・契約業務の公正性及び透明性のより一層の向上を図るため、不当な情報提供等の要求への対応を定めた要領を制定しました。

つきましては、予定価格等の未公表又は非公表の情報を職員から聞き出そうとする行為があった場合には、要領に基づき厳正に対応することになりますので、入札に参加する方はこのような行為を厳に慎むようお願いいたします。

(1) 不当な情報提供要求とは

次の情報のうち非公表又は未公表の情報を職員から聞き出そうとする行為をいいます。

- ① 設計金額
- ② 予定価格
- ③ 最低制限価格
- ④ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準額
- ⑤ 入札参加者及び入札参加者数
- ⑥ 総合評価落札方式の落札者決定に係る評価項目の得点

★入札公告等の定めに基づき、設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合せを行うことは「不当な情報提供要求」に該当しません。

★上記疑義の問合せは、管財課で一括して受け付けます。工事担当課に直接問い合わせる行為は、内容にかかわらず「不当な情報提供要求」に該当し、指名停止することがあります。

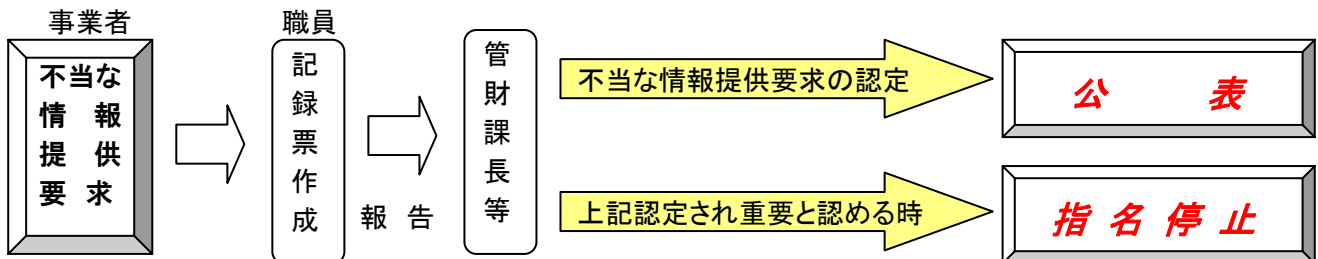
★上記疑義の問合せを管財課に行うことは「不当な情報提供要求」に該当しません。

問い合わせの方法は、電子入札システムの『説明要求』を使用します。

『説明要求』の時期等については、指名通知書等に記載します。

(2) 不当な情報提供要求への対応

職員が不当な情報提供要求を受けた場合は、要領に基づき記録簿を作成し、入札参加資格者が不当な情報提供要求を行ったと認められたときは、その内容を公表し、指名停止を行います。



※詳細につきましては、「富士宮市契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応等要領」をご覧ください。

(問い合わせ先) 富士宮市総務部行政課(財政部管財課)

☎ 0544-22-1121 fax 0544-22-1207

不当な情報提供等の要求には応じません!!!